

大磯町立学校教職員の
業務量管理・健康確保措置実施計画
【案】

令和 8 年 3 月
大磯町教育委員会
教育部学校教育課

目 次

- 1 計画の趣旨、現状・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ p 2
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・ p 7

1 計画の趣旨、現状

神奈川県内の働き方改革の取組については、まず神奈川県教育委員会において、令和元年に、「持続可能な学校運営と神奈川の教育の質を高めるために、勤務実態を改善し、教員がワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行う」ことを目的に、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」（以下「県指針」という。）を策定し、次の目標を掲げ、教員をサポートする外部人材の活用など、働き方改革の取組を進めてきました。

- ①時間外在校等時間の縮減（月 45 時間上限など）
- ②年次休暇一人あたり年平均取得日数 15 日以上及び学校閉庁日 5 日間の設定
- ③「神奈川県の学校部活動に関する方針」の遵守（部活動休養日を週あたり 2 日以上等）

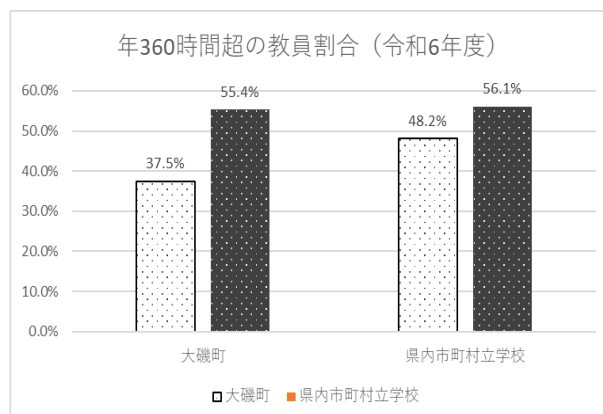
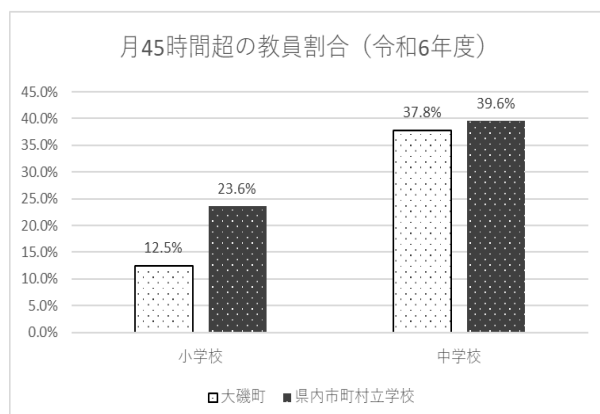
また、県指針策定から概ね 5 年が経過した令和 6 年度、改めて、県教育委員会と県域の市町村教育委員会が一体となって、働き方改革を加速させるため、県と県域の市町村共通の数値目標を設定することとして、令和 7 年 3 月に県指針が改定され、子どもたちへのより良い教育の実現を目指しています。

こうした動きを受け、大磯町では、この間、令和 4 年 2 月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「大磯町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の業務量を管理し、業務の役割分担の適正化や効率化を進め、時間外在校等時間の縮減に向けて取り組んできました。

こうした取組の結果、本町における時間外在校等時間が多い職種である教員の状況について、令和 6 年度は次のとおりでした。

【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】

全教員中、月の時間外在校等時間が 45 時間を超える割合は年平均で、小学校 12.5%（県内市町村立学校 23.6%）、中学校 37.8%（同 39.6%）となっています。また、時間外在校等時間が年間 360 時間を越える割合は、小学校 37.5%（県内市町村立学校 55.4%）、中学校 48.2%（同 56.1%）となっています。いずれの結果も県内市町村立学校平均を下回っていますが、多くの教員の長時間勤務をしている実態を示すものとなっています。



本計画は、令和7年6月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「改正給特法」という。）において、教員の働き方改革の推進に向けて、服務監督権者である各教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「実施計画」という。）の策定が義務付けられ、令和8年4月から施行されることに伴い、大磯町教育委員会においても、町立学校における働き方改革の実効性を高め、取組を進めるために策定するものです。

なお、計画の策定にあたっては、国から示された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「国指針」という。）に即して、本町の実情を踏まえる必要があることから、県指針を基本とし、国の参考例に沿って「大磯町立学校の教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めるものとします。

2 目標

次の目標は県指針において、県・市町村教育委員会共通のものとして設定しています。

長時間勤務の是正

在校等時間の把握を徹底し、時間外在校等時間を縮減します。

時間外在校等時間	月 45 時間超の教員の割合	0 %
	年 360 時間超の教員の割合	0 %

ウェルビーイングの向上

働きやすさと働きがいの両立を目指します。

「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合	80%以上
「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合	80%以上

3 計画の期間

令和8年度から11年度までの4年とします。

そのうち、令和9年度までが県「重点改革期間」となっており、県の予算措置等による支援を受けながら、目標の早期達成を目指します。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画では、国が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、本町の実情に応じて、位置付けを整理した上で、優先的に見直す業務や適正化を図るべき業務を定めています。

（１）「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り等の対応

○ 取組に対する理解促進を図るとともに、保護者や地域人材の協力を得られるよう引

き続き検討を進めます。

- 朝の時間帯や下校後については、「朝の子どもの居場所づくり事業」や「放課後子ども教室事業」、学童保育事業等の子育て支援策等を進める子育て支援課の事業とも連携し、町として学校以外の見守り体制の確保に努めます。

(イ) 校外の見回り、児童・生徒が補導等された時の対応

- 放課後、特に勤務時間外における校外の見回りについては、学校による対応は原則行わないこととします。
- 児童・生徒が補導等された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童・生徒の状況に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応は行わないこととします。

(ウ) 学校徴収金等の徴収・管理

- 学校によって様々な特色があり、学校徴収金の種目や金額が異なることから、直ちに学校徴収金の公会計化を行い、学校以外が徴収・管理業務を担うことは難しい現状があります。
- こうしたことから、当面は、私費会計業務の見直しや必要に応じて事務職員等の協力を得られる体制整備により教員の負担軽減策を検討します。

(エ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- 学校行事等の教育活動に対し、地域コーディネーターを通じて、地域学校協働活動の関係者から協力が得られる体制づくりに向けて、引き続き生涯学習課と連携して取り組みます。

(オ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- 保護者等からの過剰な苦情等を含め、学校と保護者等との間で解決が困難な問題に対し、引き続き町教育委員会が相談・支援を行います。
- 町教育研究所スクールロイヤー相談事業を活用し、児童生徒指導上の諸課題に対して、学校が法的側面からの助言を得られる環境整備について引き続き取り組みます。
- 保護者・地域からの相談等については勤務時間内にできるよう引き続き理解を求めるとともに、勤務時間外は小学校において自動音声応答を導入することで、相談業務に係る業務の整理かつ教員の負担軽減を図ります。

イ 教員以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答

- 町主体の調査内容は随時見直し、調査回数の縮減や回答方法の工夫、デジタル技術の活用などによる更なる負担軽減を図ります。

- (イ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
 - 広報資料の作成に当たっては、必要に応じてデジタル技術を活用できるようにするなど負担軽減に取り組みます。
 - ホームページの管理・運営がよりしやすくなるようシステムの見直しに取り組むとともに、教員以外の人材等の支援が得やすくなるよう検討します。
- (ウ) ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ICTに係る技術や知識の有無に関わらず日常的に機器や設備を保守・管理できる体制構築を検討します。
- (エ) 学校プール等の施設・設備の管理
 - 国府小学校のプールにおける清掃業務及び水質管理業務に関して、外部に業務委託ができるよう取り組みます。
- (オ) 校舎の開錠・施錠
 - 校舎の開錠・施錠に伴う機械警備については、特に校舎から離れた中学校の体育館・校舎棟の機械警備が細分化できるよう改修し、見回りや警備等に要する教職員の負担軽減を図ります。
- (カ) 児童・生徒の休み時間における安全への配慮
 - 学校以外の人員が見守り業務を担うことは事故防止・責任の所在の観点から直ちに移行することは難しい現状があります。
 - 児童・生徒の休み時間における安全への配慮については、学級担任等の特定の教員のみが対応するのではなく、全教職員が組織的に連携協力できるよう検討します。
- (キ) 校内清掃
 - 教員は児童・生徒が行う教室等の清掃指導を行うこととし、トイレの清掃業務については、業務委託をする等、引き続き教員以外の人材等の活用を進めます。
- (ク) 部活動
 - 活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、大磯町立学校に係る部活動の方針を遵守するよう徹底します。
 - 「大磯式部活動」の枠組みを活用し、地域連携・地域移行に向けた環境整備に向けて引き続き取り組みます。
 - 「大磯町立中学校地域指導者派遣事業」も継続し、地域人材の活用により、平日の部活動指導に係る教員の負担軽減に引き続き取り組みます。

ウ 教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ア) 給食の時間における対応

- 小学校においては、学校以外の人員が給食の準備・片づけを行うことについて、事故防止・責任の所在の観点から直ちに代替することは難しい現状があります。
- 給食に係る安全配慮等の負担軽減については、学級担任等の特定の教員のみが対応するのではなく、複数の教職員が連携協力できるよう検討します。
- 食に関する指導については、栄養教諭等の専門職の協力を得られるよう引き続き支援体制の整備に努めます。

(イ) 授業準備

- I C T機器や授業支援システムの活用、教材の共有等を進めるとともに、指導上必要な印刷業務等の補助的な作業は県配置のスクールサポートスタッフを活用し、教員個人の負担軽減を進めます。

(ウ) 学習評価や成績処理

- 効率的に学習評価や成績処理を行うため、校務支援システムの活用のほか、授業支援システムによる児童生徒の成果の集約・保存の効率化・簡略化を図り、教員個人の負担軽減を進めます。

(エ) 学校行事の準備・運営

- 児童・生徒の成長に必要な行事かどうか学校内で見直す機会を設け、必要に応じて学校運営協議会の意見・承認を得ながら取り組みを進めます。
- 行事の準備・運営に当たっては、保護者や地域コーディネーターの協力を得ながら、家庭・地域と連携した運営を進めるとともに、必要に応じて教員以外の人材等の活用を検討します。

(オ) 進路指導の準備

- 中学校においては、デジタル技術や学校保護者間連絡ツールの活用等を通じて、進路関係資料の作成・配信、調査回答の効率化の検討など、I C Tを活用した業務の効率化を促します。

(カ) 支援が必要な児童・生徒・家庭への対応

- 県配置スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのほか、町費負担職員である援助職による専門的知見を得られる環境づくりに努め、引き続き教職員と連携・協働した効果的な教育相談・支援体制を構築します。
- インクルーシブな学校づくりを目指し、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた支援につながるよう教育支援員等の町費負担職員の配置による教員以外の人材の確保に引き続き取り組みます。

（２）学校における措置の推進

学校における働き方改革の取組の実効性を高めるためには、「働きやすさ」と「働きがい」の両立が重要です。

時間外在校等時間の縮減に向けた方策として、児童・生徒や学校の実情を踏まえた、教育活動の重点化、業務の廃止も含めた精選を行うことや、教職員相互、教職員と保護者等との信頼関係の構築なども含めた学校マネジメントの実現を目指します。

- 教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点から、必要に応じて教育課程の見直しを行います。
- 「大磯学びづくり推進事業」による学校研究の仕組みや町研修・研究事業の仕組みを活用し、組織的な授業改善を進めるとともに、教材開発・共有化を進めるなど、教員個人の負担軽減を進めます。
- 職務経験が少ない教員に対する総括教諭の役割を明確にし、助言や支援を得られやすい体制づくりに取り組みます。
- 学校行事については、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合し、保護者や地域等と連携した運営を進めます。
- 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、管理職や総括教諭が働き方改革の視点を持ち、改善策を講じます。
- 職員会議など、各種会議について見直し、縮減や合理化に取り組みます。
- 教員以外でも対応可能な業務については、スクールサポートスタッフや校務整備員等の更なる支援・連携・活用を検討します。
- 学校運営協議会における協議等を通じて、取組に対する保護者や地域の理解促進を図ります。

（３）教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- 労働安全衛生法に基づき、1 か月当たり 80 時間を超える時間外労働を行うなどの要件に該当した教職員に対し、産業医による面接指導を実施するよう努めます。
- 必要に応じて、教員が産業医等による助言・指導又は保健指導を受けられるようにします。
- 50 人未満の学校も含め、町立学校でストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等の活用により職場改善に努めます。
- 年次休暇の取得促進や学校閉庁日の設定、完全退勤時間の設定・遵守など、これまで行ってきた取組を引き続き推進します。
- 学校現場の実情を踏まえ、希望する教職員が柔軟な働き方を選択しやすい環境整備について検討します。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組を着実に実行するため、毎年度、計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議において報告することとします。
- 保護者、地域に本計画の内容等を周知し、協力を得られるよう努めます。
- 学校における教員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図るためには、校長がリーダーシップを発揮し、効果的に学校マネジメントを行うことが重要であるため、その支援に向けて、町教育委員会などによる相談・支援を進めます。
- 勤務時間管理システムを活用し、客観的勤務時間の把握を徹底するとともに、時間外在校等時間が規則上限を超えた場合に、管理職を通じて該当職員に注意喚起するとともに相談・支援を実施します。
- 学校と保護者との間の迅速な連絡・情報共有を図るため、学校・家庭連絡システムを引き続き活用します。
- 教職員の情報共有手段であるグループウェアシステム等の活用を引き続き取り組みます。
- 教員を対象とした働き方改革に係る県の意識調査を活用するなど、当事者である教職員の意見や要望などを把握し、実効性ある取組の検討を進めます。
- 働きやすい職場環境を実現するため、職員室等の職場環境の改善の検討に努めます。